

明 市 相 第 4 7 号

2022 年（令和 4 年）12 月 28 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様
同 藤 田 隆 大 様
同 佐々木 敏 様
同 灰 野 修 平 様

明 石 市 長 泉 房 穂

政策局（市民相談室、企画・調整室）定期監査の結果に対する措置
について（通知）

令和 4 年 1 1 月 2 5 日付け明監第 8 1 号で提出のあった政策局
（市民相談室、企画・調整室）定期監査の結果について、別紙のと
おり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定によ
り通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和4年11月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

市民相談室における契約事務及び補助金事務の執行について

市民相談室においては、市民相談事業として各種相談業務等の委託や、消費生活対策事業として明石市消費者協会への補助金の交付事務を行っている。

前回実施した令和元年度の同室の定期監査では、契約事務において、作成する各種文書の記載内容に不備が散見されるとともに、履行確認が十分でない事例があった。また、補助金事務においても、補助金の審査基準が明確にされておらず、実績報告書の審査が十分に行われていない事例等が見受けられたため、両事務について改善の指示を行ったところである。

これに対し、同室からは「指摘のあった事項について、次年度から適切な事務を行う」旨の回答があった。

しかしながら、今年度の定期監査を実施し、改めて状況を確認したところ、一定の改善は見られたものの、十分な改善措置が講じられておらず、前回の定期監査と同様の事例が多く見受けられた。

今後は、定期監査において指摘のあった事項を十分に認識し、同様の事案が再び発生しないよう、組織として財務事務の適正な執行に対する意識の徹底とともに、チェック機能を含めた執行体制の確立や事務処理の流れの見直しを図り、適正な事務の執行に努められたい。

(講じた措置)

前回の定期監査に引き続き、この度の定期監査においてもご指摘いただいた事項につきまして、同様の事例が再び発生することがないように、所属職員全員に対して改めて契約・補助金等に関する適正な事務処理の周知徹底を図るとともに管理職による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、組織全体としての財務事務の適正な執行に努めてまいります。